

## 島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 県の交付する介護施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する県計画（以下「県計画」という。）に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。

#### (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

(ア) に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

#### (ア) 対象施設等

- a 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別な事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別な事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別な事情も踏まえるものとする。）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・C や、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- l 地域包括支援センター

- m 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。以下同じ。）
- n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

(イ) 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。（（5）ウの事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、アに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

ア 大規模修繕・耐震化の対象施設

- (ア) 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- (イ) 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- (ウ) 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- (エ) 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- (オ) 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

イ 整備区分

a. 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難経路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b. 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型施設の移転改築を行う事業を対象とする。

(対象施設)

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

- a 土砂災害警戒区域  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域
- b 浸水想定区域等  
浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。  
(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域  
(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域  
(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する

場合も対象とする。)

(ウ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

(エ) 整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム

(イ) 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護医療院
- ・認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）

の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日照や採光、換気に配慮したうえで、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

#### ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

##### (ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

a 介護老人保健施設

b 介護医療院

c ケアハウス

d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるものうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）

f 認知症高齢者グループホーム

g 小規模多機能型居宅介護事業所

h 看護小規模多機能型居宅介護事業所

i 生活支援ハウス

j サービス付き高齢者向け住宅

##### (イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創 設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改 築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改 修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

（補助金交付の対象）

第4条 この補助金の交付対象は民間事業者が実施する事業、市町村が実施する事業又は民間事業者が実

施する事業に対し市町村が補助する事業とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、県計画に記載された事業に基づき、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお別表1の(5)のうち特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修については第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

いずれも、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム ケアハウス 生活支援ハウス	前項に定める金額に 0.10を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	特別養護老人ホーム	前項に定める金額に 0.30を乗じて得た額

3 離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島に所在する場合は、前2項により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、介護施設等整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条第1項の規定により、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の各号により定める条件を付すものとする。

(1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等整備事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対して、次の条件を付すものとする。

ア 県補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けず、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。

ケ 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

コ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

ス 県補助対象事業者がアからシにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が、市町村が実施する介護施設等整備事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村実施事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 市町村実施事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

オ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳

出について証拠書類を整理し、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

キ 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を県に納付させることがある。

ク 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

コ 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

シ 市町村がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等整備事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、市町村補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

(イ) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には市町村長の承認を受けなければならない。

(エ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(オ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価

償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(カ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(キ) 市町村補助対象事業者が市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(ク) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(ケ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(コ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(サ) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(シ) この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(ス) 市町村補助対象事業者が（ア）から（シ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ オにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの（カ）、（コ）の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入、地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 市町村補助対象事業者がオに付した条件に違反し、オの（ス）により市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ケ 市町村は、市町村補助対象事業者が行う市町村補助対象事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

(4) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いについては以下のとおりとする。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年度4月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備が規制されることを踏まえ、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象としないものとする。

イ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事

業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象としないものとする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

ウ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第3条(1)の事業の対象としないものとする。

エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、第3条(4)の事業の対象としないものとする。

(変更申請手続等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1号のイ、ウ、第2号のイ、ウ又は第3号のア、イの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等整備事業費補助金変更(廃止又は中止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない

2 補助事業者が、前条第1号のオ又は第2号のカの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等整備事業費補助金財産処分等承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(指示申請)

第10条 補助事業者が、第8条第1号のエ、第2号のエ又は第3号のウの規定により知事の指示を求める場合は、介護施設等整備事業費補助金指示申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日）から1ヶ月を経過した日と当該年度の末日とのいずれか早い日までに、介護施設等整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月7日から施行し、平成27年度事業より適用する。

附則

改正後の要綱は、平成27年10月29日から施行し、平成27年度事業に適用する。

附則

改正後の要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年度事業より適用する。

附則

改正後の要綱は、令和元年9月27日から施行し、平成31年度事業より適用する。

附則

改正後の要綱は、令和2年9月7日から施行し、令和2年度事業より適用する。

附則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年度事業より適用する。

別表 1

## (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		<p>県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
市町村補助事業	1 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設	1 施設 6,100万円	
	2 小規模（定員29人以下）の介護医療院	1 施設 6,100万円	
	3 小規模（定員29人以下）の養護老人ホーム	260万円× 整備床数	
	4 小規模なケアハウス（定員29人以下）（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	488万円× 整備床数	
	5 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	488万円× 整備床数	
	6 認知症高齢者グループホーム	1 施設 3,660万円	
	7 小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 3,660万円	
	8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設 647万円	
	9 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 3,660万円	
	10 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設 1,300万円	
	11 介護予防拠点	1 施設 971万円	
	12 地域包括支援センター	1 施設 130万円	
	13 生活支援ハウス	1 施設 3,890万円	
	14 緊急ショートステイの整備	130万円× 整備床数	
	15 施設内保育施設	1 施設 1,300万円	
上記の区分による	<p>介護施設等の合築等</p> <p>第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設</p> <p>合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額</p>		

(注1) 本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。)は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

(注2) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

1 区分	2 対象施設	3 補助金交付単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		<p>県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	1 特別養護老人ホーム	1,230千円×定員数	
	2 介護老人保健施設		
	3 介護医療院		
	4 養護老人ホーム		
5 軽費老人ホーム			

注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備		県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	488万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	2 介護老人保健施設	1 施設 6,100万円	
	3 介護医療院	1 施設 6,100万円	
	4 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	488万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	

注1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

注2) 以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。

ア 昭和56年5月31日までに着工された施設（旧耐震基準の施設）

イ 以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの

(イ) 「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの

(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 対象施設	3 補助金交付単価及び単位	4 対象経費
<p>県補助事業</p>	<p>既存施設のユニット化改修</p>		<p>県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	<p>「個室→ユニット化」改修</p>	<p>130万円× 整備床数</p>	
	<p>「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修</p>	<p>260万円× 整備床数</p>	
	<p>ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームのユニット化 イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム</p>		
	<p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（※）</p>	<p>80万円× 整備床数</p>	
	<p>介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	<p>創設 244万円× 転換前床数</p> <p>改築 302万円× 転換前床数</p> <p>改修 122万円× 転換前床数</p>	

(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修については3補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。